

存否応答拒否一覧表（令和4年5月21日～令和5年3月10日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日及び担当局
1	情報公開	警視庁のWebサイトで公開されている警視庁〇〇警察署の文書検索目録に掲載されている文書ファイルのうち、「大分類が刑総、中分類が刑事指導、小分類が刑事指導第一、ファイル名が事件指揮簿、作成係が〇〇、作成（取得）時期が平成〇年〇月〇日、保存期間が争訟期間」である文書ファイルに編綴された行政文書すべて	条例7条4号	令和4年5月27日 警視庁
2	情報公開	〇〇区立〇〇小学校 令和〇年度〇年〇組担任の〇〇教諭に関する事故報告書	条例7条2号	令和4年6月7日 教育委員会
3	情報公開	〇年〇月〇日までに東京都〇〇の小学校教諭〇〇が逮捕された事案に関し、同人等の懲戒処分等に関する公文書一切（当該事案に関する同人以外の者（監督責任者等）の処分等に関する公文書、同人等のてん末書・弁明・反省文等、被害者・関係者からの聞き取り、当該処分等についての事例等の一切を含む。）	条例7条2号	令和4年6月16日 教育委員会
4	情報公開	〇年〇月〇日までに逮捕された東京都〇〇の小学校教諭〇〇に関する採用から本日までの出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークに関する公文書・辞令（当該事案発覚後に辞職した場合、辞職願と辞職についての意思決定の経緯等についての公文書を含む。）	条例7条2号	令和4年6月16日 教育委員会
5	情報公開	請求人は、令和〇年〇月〇日付にて、〇〇を被告訴人として告訴した。同告訴に対し、〇〇警察署刑事課職員が告訴状を返戻した行為についての意思決定の過程及びその事実の正当性を合理的に後付け、検証することのできる文書外1件	条例7条2号	令和4年10月27日 警視庁
6	情報公開	平成〇年〇月〇日、警視庁〇〇（部署名）に所属する〇〇（職員名）が請求人のPCの〇〇作業をした。そこで当時の作業環境に関する資料を確認したい。 1 文書内容「ソフト名〇〇」に関するもの 外2件	条例7条2号 条例7条4号	令和4年10月27日 警視庁
7	情報公開	一般社団法人〇〇（現在の本店は〇〇 〇丁目〇番〇号）へ〇年〇月〇日から今までに請求した物件ごとの水道料金を知ることのできる文書	条例7条6号	令和4年12月23日 水道局
8	情報公開	〇〇（都職員名）の別紙差押調書謄本一式（差押調書謄本、差押物現状写真、配当金計算書、捜索調書謄本（議会調査票）、捜索場所、財産調査票）及び公示送達 徴収理由：医療扶助の病院通院に関しては、医療券発行し通院させない却下裁決を以て、徴収差押 外3件	条例7条2号	令和5年1月6日 総務局

9	情報公開	東京都知事の別紙差押調書謄本一式（差押調書謄本、差押物現状写真、配当金計算書、搜索調書謄本（議会調査票）、搜索場所、財産調査票）及び公示送達 徴収理由：医療扶助の病院通院に関しては、医療券発行し通院させない却下裁決を以て、徴収差押	条例7条2号	令和5年1月16日 総務局
10	情報公開	開示請求者の氏名を〇〇（個人名）とする〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までに開示決定がなされ、交付された公文書の原本の全部	条例7条2号	令和5年1月16日 総務局
11	情報公開	R〇.〇月〇日〇：〇〇 〇〇警察署 地域第〇係 〇〇 〇〇（巡査部長） ②調査結果報告書 ③交通違反事件に関係するすべての資料	条例7条2号 条例7条4号	令和5年1月27日 警視庁
12	情報公開	〇年〇月〇日から現在までに作成された、地方公務員法49条に基づく説明書のうち、〇〇課又は〇〇課に対するもの	条例7条2号	令和5年3月1日 総務局
13	情報公開	〇〇氏の研究倫理違反に対する問題提起を受けた後の、〇〇大の検討経緯、調査経緯と調査結果及びその結果を受けての対応について	条例7条2号 条例7条6号	令和5年3月1日 東京都 公立大学法人
14	情報公開	本件開示請求者が〇年〇月から〇年〇月にかけて「都民の声」に郵送した申出書と添付文書に関連する公文書	条例7条2号	令和5年3月1日 水道局
15	情報公開	東京都保険医療計画推進協議会公募委員の選定結果について（〇〇（個人名）の評価結果）	条例7条2号 条例7条6号	令和5年3月9日 福祉保健局
16	情報公開	社会福祉法人〇〇が運営する「〇〇（特別養護老人ホーム名）」に関する事故報告書	条例7条3号	令和5年3月9日 福祉保健局
17	情報公開	令和〇年〇月に、感染症法第18条に基づく就業制限に関連して、「〇〇（個人名）」に対し、東京都知事が発出した「通知」あるいはそれに類する一切の書類	条例7条2号 条例7条6号	令和5年3月9日 福祉保健局
18	情報公開	令和〇年〇月〇日付「東京都児童福祉審議会都民公募委員候補者選考に係る審査結果について」に関し、同委員候補者選考に係る選考過程の詳細、作文及び面接の選考評価結果、総括表・委員評価シート等、〇〇（個人名）の評価結果・応募者一覧等関係書類の一切	条例7条2号 条例7条6号	令和5年3月9日 福祉保健局
19	情報公開	PCR等検査無料化事業に関する東京都による〇〇（医療機関名）の調査等に関する文書一切	条例7条3号 条例7条6号	令和5年3月9日 福祉保健局

20	情報公開	(1) 東京都知事が医療法人〇〇に対して、令和〇年〇月〇日付で行った東京都PCR等検査無料化事業の事業者登録の取消処分 (2) 東京都知事が医療法人〇〇に対して、令和〇年〇月〇日付で行った東京都PCR等検査無料化事業補助金交付要領第6条に係る補助金の交付についての不支給処分 上記各処分を決定した際の稟議書及び同稟議書に添付された資料一切	条例7条3号	令和5年3月9日 福祉保健局
21	情報公開	〇年〇月〇日から現在までに、〇〇課又は〇〇課が、使用メールアドレスを変更した履歴を知ることのできる文書（変更後の職員名簿や、メールアドレスを変更した旨の連絡メールを含む。）	条例7条2号	令和5年3月9日 福祉保健局

## 【個人情報】

### 存否応答拒否一覧表（令和4年5月21日～令和5年3月10日分）

番号	条例区分	請求内容	非開示情報	報告年月日及び担当局
1	個人情報	私が平成〇年〇月〇日～〇月〇日に〇〇病院に措置入院した件で警視庁が取得・提出した保有個人情報外33件	条例16条6号	令和4年5月26日 警視庁
2	個人情報	平成〇年〇月〇日に〇〇（法定代理人）が措置入院後に平成〇年〇月〇日に私（未成年者）が通っていた〇〇保育園に〇〇区のケースワーカーと〇〇区の臨床心理士が訪問し、私と面談を行った件に関し警視庁〇〇警察署が取得・提出した保有個人情報 外1件	条例16条6号	令和4年5月26日 警視庁
3	個人情報	令和〇年〇月〇日〇時〇分ころ、〇〇区〇〇〇丁目〇番で発生した交通事故に係る事故調査見分書類等（〇〇巡査部長担当）	条例16条2号 条例16条4号	令和4年6月2日 警視庁
4	個人情報	「〇年〇月〇日：「〇〇警察署」に「〇〇（医療機関名）」から「請求者」が「通報されて」、現場にかけつけた「〇〇警察署」の4人の警察官が対応した記録等」について「110番処理簿」 外1件	条例16条3号 条例16条6号	令和4年12月14日 警視庁
5	個人情報	令和〇年〇月〇日、警視庁〇〇庁舎1Fロビーに設置された防犯カメラで撮影された私に関する映像（音声含む）	条例16条4号 条例16条6号	令和5年1月27日 警視庁

# 存否応答拒否に係る関係条文一覧

## 【東京都情報公開条例】

第10条(公文書の存否に関する情報) 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 【東京都情報公開条例の施行について（通達）】

第10条関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用にあたっては、総務局総務部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

## 【東京都情報公開事務取扱要綱】

### 第3 公文書の開示事務

#### 5 開示決定等の事務 (5) 協議等

ウ 開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、その都度、東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について（別記第1号様式）により東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

## 【東京都個人情報の保護に関する条例】（保有個人情報の存否に関する情報）

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## 【東京都個人情報保護に関する条例の施行について（通達）】

第17条の3関係 第2 運用3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、総務局総務部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

## 【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

### 第3 自己の保有個人情報の開示事務

#### 5 開示決定等の事務 (5) 協議

ウ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

## 【東京都個人情報取扱事務要綱】

### 第3 報告事項

#### 4 (存否応答拒否事案の報告)

条例第17条の3に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第6号様式）により報告する。